

●農耕作業用(トラクター・コンバインなど)について●

各 位

農耕作業用(トラクター・コンバインなど)の車両は、道路運送車両法施行規則別表第1により定められた車両で、軽自動車税の対象です。

車両の仕様は、「最高速度35km/h未満」場合は、小型特殊自動車の農耕用として軽自動車の登録ができますが、「最高速度35km/h以上」の車両は、大型特殊自動車に該当し、償却資産申告の対象となります。

トラクター・コンバインなどを取得し、申告をいただく際は、「最高速度」「長さ」「幅」「高さ」がわかる書類又は販売メーカーのカatalog若しくは販売証明を添付してください。

以下の事項にご留意をお願いします。

- 1 申告する際、最高速度の確認ができない車両は、小型特殊自動車の特定ができず、軽自動車の登録ができない場合があります。**
- 2 大型特殊自動車の仕様として販売されている車両の公道走行は、道路運送車両法に定めがある車検及びナンバーの取得が必要です。**
- 3 農耕作業用トレーラをトラクターに連結しけん引する場合は、トラクターの仕様に合わせた、小型特殊自動車の登録によるナンバーの取得が必要です。**
- 4 その他**
トラクターに農作業機(ロータリー、ハロー、直送式ブームスプレイヤー、播種機など)を直接装着した状態で公道を走行する場合は、灯火器類の確認、全幅の確認、運行速度の確認、免許の確認が必須です。

問い合わせ先 名寄市役所

・【名寄庁舎】市民部税務課資産税係 TEL：01654-3-2111 内線3204・3205・3209

・【風連庁舎】市民部地域住民課 TEL：01655-3-2511 内線2123・2125

原動機付自転車又は小型特殊自動車若しくはトラクター・コンバインの取得、廃棄、譲渡があるときは、速やかに申告していただくようお願いします。

名寄市